

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社予州興業

業者の住所：愛媛県四国中央市川之江町 2 5 2 9 - 3 4

2 指名停止措置期間：令和 3 年 5 月 2 6 日から同年 8 月 2 5 日まで（3 か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社予州興業の元代表取締役は、愛媛県四国中央市が発注した海岸保全施設改良事業に関し四国中央市職員から非公表の価格に関する情報を受けたとして令和 3 年 2 月 1 0 日、公契約関係競売等妨害容疑で愛媛県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当するため

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 1 0 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等 に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ れたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日 から 3 月以上 1 2 月以内